

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

Q 私は非上場会社(A社の社長であり、A社株式の90%(180万株)を保有しています。ほかの株主に第1甲、10%(20万株)を保有[が]います。私は甲からA社株式の買い取りを求められていますが、買い取り資金がないため、A社に買い取ってもらおうと考えています。買い取り価額によっては課税が生じると聞きましたが、どのような課税が生じるのでしょうか、教えてください。なお、A社の純資産価額(時価)は50億円、資本金等の額は2億円です。

A 個人から法人へ株式を譲渡した場合、買取り価額によっては、①のみなし配当が、買取り価額によりは、②のみなし譲渡、③のみなし贈与課税が生じる場合があります。

①のみなし配当とは、法人(公益法人等および人格のない社団等を除く)の株主が、自己株式の取得により金銭の交付を受けた場合において、その金銭の額が、その法人の資本金等の額のうちの交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額にかか

る金銭は、剰余金の配当とみなされて配当所得課税が生じることをいいます。

なお、非上場株式の譲渡の場合、譲渡益に対して20%の課税で済みますが、配当所得は総合課税の対象となり、最高50%の累進税率となっております。

例えば、甲が5億円(時価50億円×10%)で譲渡した場合、のみなし配当は下の表のように計算し、4億8千万円となります。

配当所得が4億8千万円の場合、税率を50%だと仮定すると、税額は2

億4千万円(4億8千万円×50%)となります。

②のみなし譲渡とは、個人から法人に、資産を時価より低い価額(時価の2分の1未満の額)で譲渡した場合、時価で譲渡したもののみなして譲渡所得を計算することをいいます。

例えば、甲が2億円で株式を譲渡した場合、甲の持ち分比率が10%ゆえ、5億円(50億円×10%)の2分の1の2億5千万円

自己株式の取得直前の 資本金等の額(2億円)	×	自己株式の教 取得株式株 (20万株)
自己株式の取得直前の 発行済み株式等の総数 (200万株)		

自己株式の譲渡により
譲渡にされた
金銭の額
(5億円)

千万円未満での譲渡となるため、2億円で譲渡されたとしても、時価(5億円)で譲渡が行われたとみなして譲渡所得を計算することになります。

なお、時価の2分の1以上の額で譲渡したとしても、株式の譲渡先の法人が所得税法に定める同族会社に該当する場合は、同族会社の行為計算否認の規定が適用される可能性があります。

同族会社の行為計算否認とは、同族会社の行為または計算のうち、同族会社の株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長が否認することができるといふものです。

③のみなし贈与といわれるものには、相続税法第7条に基づくものと第9条に基づくものがありますが、ここでいうのみなし贈与は第9条に基づくものを指します。

つまり、自己株式の売買価額が著しく低額であるために、同族会社への譲渡者以外の株主等の株式の価額が増加した場合には、その増加額は譲渡者から譲渡者以外の株主に贈与したものととして贈与税課税されることをいいます。

例えば、交渉の結果、A社が株式を2億円で購入することになったとしても、この場合、甲はA社に5億円のものをもつて譲渡したため、あなたが保有するA社株式の価額が増加します。よって、甲からA社株主であるあなたにその増加した部分に相当する金額の贈与が行われたとみなされる可能性があります。そのような場合、あなたは贈与税を支払う必要が生じます。

以上のようなことから、法人が個人から自己株式を取得する場合には、思わぬ多額の課税が生じることがありますので留意ください。

このような取引を行う可能性が生じた際には、事前に顧問税理士等へ相談することをお勧めします。